公正採用選考人権啓発推進員の選任について

千葉労働局

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公式採用選考人権啓発推進委員」を選任していただいております。

公正採用選考人権啓発推進員の役割

「公正採用選考人権啓発推進員」は、就職の機会均等を確保する観点に立って、 各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワーク や労働局との連携窓口としての役割を担います。

具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、 事業所内での事務的な責任者(旗振り役)としての役割を担います。

公正採用選考人権啓発推進員の設置基準

- 常時使用する従業員の数が80人以上(千葉労働局管内)である事業所
- 公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると認める事業所
- ・職業紹介事業者及び派遣元事業種は、雇用主としての側面にとどまらず、労働力需給システムの一翼としての社会的責任の重要性にかんがみ、従業員規模にかかわらず選任していただくようお願いします。

公正採用選考人権啓発推進員 選任(変更)報告書

推進員を新たに選任し場合や、選任替えをした場合は「公正採用選考人権啓発 推進員 選任(変更)報告書」を、事業所を管轄するハローワークに提出してください。

なお、公益法人や指定管理者等におかれましては、その公共性等にかんがみると、従業員規模に関わらず、率先垂範して人権問題に取り組むことが期待されることから、設置のご検討をお願いいたします。